

入 札 説 明 書

みやこ町が発注する工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 工事名称	ガランデ・巣鳥線配水管敷設工事	
2. 工事場所	みやこ町豊津	
3. 工事概要	工 事 内 容	工事長 L = 1 6 1.0 m PE管φ150 L = 1 6 6.9 9 m PE管φ 50 L = 1 4.5 3 m 給水工 N = 4 箇所 舗装工 A = 6 4 3 m ²
	工 期	契約の効力が発生する日から 令和8年1月16日まで(約110日間)
	予 定 価 格	¥ 2 2, 2 2 1, 1 0 0 — (消費税相当額を含む)
	最 低 制 限 価 格	¥ 1 9, 9 9 8, 9 9 0 — (消費税相当額を含む)
4. 入札に参加できる形態	単体企業とする。	
5. 設計受託業者	—	
6. 日 程	公 告 日	令和7年8月8日
	入札参加申込書の交付	令和7年8月8日～ 令和7年8月25日
	説明資料・設計図書等の閲覧及び交付	令和7年8月8日～ 令和7年9月24日
	入札参加申込受付期間	令和7年8月8日～ 令和7年8月25日
	入札参加確認通知書	令和7年8月27日
	仕様書に関する質問の提出期限	令和7年8月8日～ 令和7年9月4日
	仕様書に関する質問の回答	令和7年9月8日～ 令和7年9月12日
	入札に参加することができないと決定された者に対する理由説明を求める期間	令和7年8月27日～ 令和7年9月4日
	説明理由回答期間	令和7年9月12日
	開 札 日 時	令和7年9月24日 午前10時00分

7. 事務担当課	(1) 入札手続きに関する担当課	
	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地 みやこ町役場 財政課 管財係 TEL 0930-32-2511 (233・234) FAX 0930-32-4563	
	(2) 工事に関する担当課	
	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地 みやこ町役場 上下水道課 工務係 TEL 0930-32-6003 (444) FAX 0930-32-6018	
8. 入札参加資格	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下施行令という。)第 1 6 7 条の 5 第 1 項	
	「みやこ町建設工事請負契約に係る指名競争入札に参加する者の資格基準」(平成 18 年告示第 88 号)に定める資格を得ている者	
	指名競争参加資格登録名簿で町内業者として登録されており、法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を、みやこ町管内に有すること。	
	みやこ町指定給水装置工事事業者の登録があること。	
	みやこ町が発注した 1, 0 0 0 万円以上の契約準備中若しくは施工中の建設工事がないこと。ただし、緊急工事や災害復旧工事は対象外とする。	
	みやこ町が発注した 3 0 0 万円以上の契約準備中若しくは施工中の建設工事が 2 件以上ないこと。緊急工事や災害復旧工事は対象外とする。	
	—	
9. 入札参加条件	施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 申請書の提出期限(令和 7 年 8 月 2 5 日)現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。	
	(1)	施行令第 1 6 7 条の 4 に該当する者でないこと。
	(2)	過去 5 年以内に公共工事元請実績を有すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。) 請負金額の大小は問わない。
	(3)	当該工事において、配置できる主任(監理)技術者を有すること。ただし、申請書の提出期限日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係がある者。
	(4)	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 条の規定による建設業許可を受けていること。
	(5)	—
	(6)	みやこ町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成 18 年告示第 90 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。

	(7)	破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。	
	(8)	当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。	
	(9)	土木一式工事 において、令和 6 年度みやこ町指名競争参加資格登録名簿に登録された者で、建設業者の格付等級が A であること。	
10. 入札参加申込	入札参加申込書の交付		「6. 日程」の期間で、みやこ町公式ホームページからダウンロードすること。
	提出書類	競争入札参加申込書（様式第 1 号）	
		工事施行実績調書（様式第 2 号）	
		主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第 3 号）	
		様式第 1 号から第 3 号で必要な添付資料	
	提出先		提出先は、「7 の（1）」とする。
	その他	提出書類は持参するものとする。 郵送によるものは受付けない。	
		提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。	
		提出書類は、返却しない。	
		受付期間以降における書類の差替え及び再提出は認めない。	
		提出書類に不備がある場合は、入札に参加させないことがあるので注意すること。	
11. 入札説明資料交付及び設計図書等の閲覧	入札説明資料等の交付		「6. 日程」の期間で、みやこ町公式ホームページからダウンロードすること。
	設計図面等の交付		「6. 日程」の期間で、みやこ町公式ホームページからダウンロードすること。
12. 仕様書に関する質問及び回答	質問	仕様書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。	
		提出は、持参又は F A X にて提出すること。	
		受付期間は、「6. 日程」のとおり。	
		受付場所	入札又は契約については、「7 の（1）」まで
			工事については、「7 の（2）」まで
	回答	質問書に対する回答は、入札参加申込みのあった全業者に対し、取りまとめのうえ、F A X にて回答する。	
		回答期限は、「6. 日程」に行う。	

13. 入札に参加することができないと決定された者に対する理由説明	入札に参加することができないと決定された者は、入札に参加することができないと決定された理由について説明を求めることができる。	
	説明を求める場合には、書面（様式は自由）を提出して行うこと。	
	書面の提出は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。	
	提出先は、「7の（1）」とする。	
	説明の回答は、書面により行う。	
	説明を求める場合の提出期限は、「6. 日程」のとおり。	
「6. 日程」までに、説明を求めた者に対し、回答書により回答する。		
14. 入札参加確認通知	「6. 日程」で発送する。	
15. 入札書の提出	提出書類	入札書、委任状（必要に応じ）
		開札の日時に開札場所に持参のこと
	入札	入札執行回数は、1回とする。
		その他、入札心得書による。
16. 工事費内訳書の提出	入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札会場で提出すること。なお、提出した工事費内訳書の返却はしない。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。	
17. 開札	日時	「6. 日程」のとおり。
	場所	福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 みやこ町役場 本庁舎 大会議室（3階）
	開札	開札場には、開札開始以後、入場することはできない。
		開札は、入札者又はその代理人が1人出席して行うものとする。
18. 落札者の決定方法	入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にある者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低価格の入札が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。	
19. 入札保証金	免除	
	(1)	—
	(2)	—
20. 契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除することができるものとする。	
	(1)	ア) 町を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上の金額）を締結し、その証書を提出する場合。 イ) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
	(2)	過去2年以内に、町若しくは他の地方公共団体又は国と同種・同規模（金額）以上の公共工事を履行したことを証明する書面を提出する場合。

2 1. 入札の無効	次の入札は無効とする。	
	(1)	金額の記載がない入札
	(2)	入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
	(3)	同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
	(4)	同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
	(5)	入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
	(6)	法令又は入札説明書、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
	(7)	—
2 2. 支払条件	前払金	前払金は、請負金額の10分の4以内で限度額を1億円とする。中間前払金は、10分の2以内で限度額を5,000万円とする。ただし、必要条件あり。
	部分払い	出来高金額の80%以内とする。ただし必要条件あり。
	精算払い	竣工検査完了後、支払請求の日から40日以内とする。
2 3. その他	入札に参加する者は、地方自治法、地方自治法施行令、みやこ町財務規則、入札心得書、その他入札及び契約に関する法令を遵守すること。	
	特定の工事における同一業者の落札工事件数の制限 ・当該工事の「8 入札参加資格」、「9 入札参加条件」を満たす者は、令和7年8月8日に公告した他の工事においても、それぞれの工事の「8 入札参加資格」、「9 入札参加条件」を満たせば競争入札参加申込書を提出することができる。ただし、同一業者が落札できる工事は1件のみとする。落札した場合は、その後行われる入札参加資格は無効とする。 入札参加資格の無効 ・開札日（令和7年9月24日）現在において、みやこ町が発注した1,000万円以上の契約準備中若しくは施工中の建設工事がある者は、入札参加資格を無効とする。ただし、緊急工事や災害復旧工事は対象外とする。 ・開札日（令和7年9月24日）現在において、みやこ町が発注した300万円以上の契約準備中若しくは施工中の建設工事件数が2件ある者は、入札参加資格を無効とする。ただし、緊急工事や災害復旧工事は対象外とする。	
2 4. 注意事項	・施工中とは、工事現場及び必要な提出書類のすべてが完了していない状態。 ・技術者を専任で配置する条件のときは、申請書の提出期限及び開札時点においても専任で配置できる状態であることが条件となり、町外工事の配置状況はコリンズで確認します	